告示

○総務省告示第四百七十号

個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十六年度の調査地域を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

調査地域		
都道府県名	市町村名	期間（注）
北海道	札幌市	
	函館市	イ
	小樽市	ロ
	釧路市	
	稚内市	
	岩内郡岩内町	
青森県	青森市	
	五所川原市	ロ
	むつ市	イ
	三戸郡三戸町	ハ
	三戸郡五戸町	ニ
岩手県	盛岡市	
	北上市	
宮城県	仙台市	
	登米市	ハ
	栗原市	ニ
	遠田郡美里町	
秋田県	横手市	
	鹿角市	ホ
	北秋田市	ヘ
山形県	山形市	
	西置賜郡白鷹町	ホ
福島県	福島市	
	白河市	イ
	二本松市	ロ
	南会津郡南会津町	ニ
	田村郡三春町	ハ
茨城県	水戸市	ニ
	日立市	ホ
	土浦市	ヘ
	古河市	ハ
	石岡市	ロ
	坂東市	イ
	桜川市	
栃木県	宇都宮市	ニ
	那須塩原市	ハ
	さくら市	
	河内郡上三川町	ホ
	下都賀郡野木町	ヘ
群馬県	前橋市	ホ
	太田市	ヘ
	館林市	ニ
	みどり市	ハ
	甘楽郡下仁田町	ロ
	邑楽郡邑楽町	イ
埼玉県	さいたま市	
	川越市	イ
	川口市	ハ
	秩父市	イ
	北村山郡大石田町	ヘ
福島県	福島市	
	白河市	イ
	二本松市	ロ
	南会津郡南会津町	ニ
	田村郡三春町	ハ
茨城県	水戸市	ニ
	日立市	ホ
	土浦市	ヘ
	古河市	ハ
	石岡市	ロ
	坂東市	イ
	桜川市	
栃木県	宇都宮市	ニ
	那須塩原市	ハ
	さくら市	
	河内郡上三川町	ホ
	下都賀郡野木町	ヘ
群馬県	前橋市	ホ
	太田市	ヘ
	館林市	ニ
	みどり市	ハ
	甘楽郡下仁田町	ロ
	邑楽郡邑楽町	イ
埼玉県	さいたま市	
	川越市	イ
	川口市	ハ
	秩父市	イ
	所沢市	ヘ
	狭山市	ホ
	深谷市	ロ
	草加市	ニ
	坂戸市	ロ
	白岡市	
千葉県	千葉市	
	市川市	ハ
	船橋市	イ
	松戸市	ニ
	東金市	ヘ
	勝浦市	ホ
	八千代市	ロ
東京都	特別区	
	八王子市	
	武蔵野市	
	府中市	
	昭島市	ロ
	町田市	
	日野市	イ
	東大和市	ホ
	羽村市	ヘ
神奈川県	横浜市	
	川崎市	ハ
	横須賀市	ニ
	平塚市	イ
	藤沢市	ハ
	茅ヶ崎市	
	海老名市	ロ
新潟県	新潟市	
	長岡市	
	三条市	ホ
	新発田市	ヘ
	加茂市	
	十日町市	ハ
	糸魚川市	ニ
富山県	富山市	
	南砺市	ホ
	射水市	ヘ
石川県	金沢市	
	輪島市	ヘ
	加賀市	ホ
	河北郡内灘町	
福井県	福井市	
	敦賀市	ホ
	小浜市	ヘ
	丹生郡越前町	
山梨県	富士吉田市	
	大月市	ヘ
	甲斐市	ホ
長野県	長野市	イ
	上田市	ロ
	千曲市	ホ
	安曇野市	ヘ
	上伊那郡辰野町	ハ
	北安曇郡白馬村	ニ
岐阜県	岐阜市	
	大垣市	
	関市	ホ